

令和3年度予算編成方針

1 本市の財政状況

(1) 中期財政見通し

令和3年度から7年度において、斎場再整備事業、とちぎクリーンプラザ施設保守整備事業、消防庁舎整備事業等の公共施設の更新に係る大規模事業が予定され、さらに、産業団地の造成や復旧復興のため借入れている市債の返済も始まるなど、歳出の増大が確実に見込まれる。

一方、歳入においては、少子高齢化に伴う人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な不安の拡大等により、市税収入の伸びを見込むことができず、普通交付税の合併算定替の縮減も重なることから、大幅な財源不足が見込まれている。

加えて、昨年からの災害復旧関連事業費の増大に伴い、財政調整基金の残高が大きく減少し、市債残高が増加するなど、本市を取り巻く財政状況は厳しさを増しており、歳入・歳出両面での改革推進が喫緊の課題となっている。

【参考 財政調整基金・市債 年度末残高】 (単位：千円)

区 分	財政調整基金	市債残高
平成30年度	7,948,775	57,978,475
令和元年度	3,849,733	58,534,807
令和2年度(見込額)	4,537,351	64,788,036

(2) 主要財政指標の現状

令和元年度決算における経常収支比率は96.6%と前年同様高水準となっている。実質公債費比率については、9.4%と前年度に比べ0.4%改善したが、今後大規模事業が予定されていることから、さらなる悪化が懸念される。

【参考 令和元年度決算】

経常収支比率 96.6% (14市中11位) 県内14市平均93.0%
実質公債費比率 9.4% (14市中14位) 県内14市平均 5.7%

2 予算編成の基本方針

市の財政課題を職員一人一人が自らの課題と捉え、費用対効果を検討し、「持続可能な自治体」の構築を目指しながら、栃木市総合計画に掲げる7つの基本方針の実現及び市民の安心安全に資する事業に経営資源を集中するとともに、第2次行政改革大綱・財政自立計画に基づく行財政改革を着実に推進しなくてはならない。

令和3年度当初予算編成にあたっての基本方針は以下の諸点とする。

- (1) 市長マニフェストの実現に資する事業、「第2期 栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」へ貢献できる事業は、選択と集中の戦略のもと創意工夫の上、計上すること。
- (2) 令和3年度から実施を予定している大規模な組織の見直しも考慮し、既存事業について、事務事業評価における目標達成状況や行政評価の結果等を踏まえたうえで、必要性の低いもの、所期の目的を達成しているもの、他事業との重複が認められるもの等は、廃止又は0（ゼロ）予算化も含めた大胆な見直しを図ること。
- (3) 新規事業については、事業の必要性、効果、目標を明確化したうえで計上すること。また、管理運営経費等の後年度負担についても十分検討すること。
- (4) 第2次行政改革大綱・財政自立計画の取組事項を着実に推進し、歳入確保及び歳出抑制に努めること。特に、補助金交付金及び個人給付は、当該計画において、大幅な見直しを目標としていることから、安易に現状維持及び給付水準や補助率の上昇を伴う改正を行わないこと。
- (5) 予算編成にあたっては、職員から広く意見・提案を求め、予算の新鮮化、重点化を図り、前例踏襲に陥ることのないメリハリのある編成に努めること。
- (6) 市民負担に不均衡が生じないように、課税客体の的確な把握、収納率向上、受益者負担の適正化を図り、積極的な財源確保に取り組むこと。
- (7) 国や県、民間団体の補助制度の動向を的確に把握するとともに、各種交付金等に係る提案型の事業の活用を図り、財源確保に努めること。
- (8) 特定目的基金は、各種事業の推進のために積極的に活用することとし、再度、基金の趣旨・目的を確認すること。特に、ふるさと応援寄附金による積立分については、寄附の趣旨に合致している事業への活用が前提となる財源であるため、計画的に活用すること。
- (9) 特別会計においては、自助努力により自主財源確保に努め、経営のより一層の合理化及び事務費等の経常経費の削減を図り、安易に一般会計に依存しないこと。また、企業会計においては、一般会計に依存せず、採算の確保に努め、独立採算による運営を目指すこと。
- (10) 経常収支比率の改善のため、次の事項に取り組む。
 - ① 職員の定数管理を着実に実施するとともに、ワークライフバランスの実現に向け、働き方改革を推し進め、総人件費の抑制に取り組む。

【参考 類似団体との比較（平成31年4月1日現在 普通会計職員数）】

栃木市	1, 215人	人口1万人当たり	75. 30人
類似団体市平均		人口1万人当たり	65. 94人

(類似団体 19市中 17位)

※普通会計職員数とは一般行政、教育及び消防部門の職員数(水道、下水道を除く。)

- ② 特別職非常勤職員の総数を抑制することとし、職種の新設及び増員は原則として認めない。
 - ③ 会計年度任用職員の配置は、必要人員数、勤務日、勤務時間を引き続きゼロベースで見直すこととする。特に、事務補助、窓口業務補助を行う者は、あくまで、補助であるという観点から、繁忙時期や混雑時間帯のみの配置とする。
- (11) 実質公債費比率及び将来負担比率の改善のため、市債発行の抑制を図る。特に、地方交付税措置の無い市債を財源とする投資的事業は、広く受益者があり、長期的な効果をもたらすことが確認できるものに限り実施する。
- (12) 公共施設適正配置計画及び施設ごとの再配置等の個別事業計画に基づき、統廃合等の対象となっている施設においては、現施設の利用期間中の安全を確保するための必要最小限の修繕に留めること。また、大規模な改修が必要となった場合、計画より前倒しの閉鎖を検討すること。

3 令和3年度財政収支見通し

- (1) 一般財源収入総額を408.4億円(対前年度当初 7.8億円減)と見込む。
- (2) 一般財源需要総額を451.0億円(対前年度当初 34.8億円増)と見込む。
- (3) 財源不足額は42.6億円と見込む。

なお、財源不足に対しては、財政調整基金の活用及び人件費の縮減により対応することとなる。

4 令和3年度予算一般財源要求限度額

要求限度額は次のとおりとするが、職員一人一人が危機感をもって予算の編成にあたり、要求限度額は厳守するものとする。したがって、要求限度額を超過した要求は、情勢の変化等理由の如何にかかわらず一切認められない。また、各部長等は、現在の財政状況を踏まえ、その義務と責任において、既存事業等の廃止や事業手法の変更などにより事業費を低減し、要求額を圧縮すること。

- (1) 事業区分ごとの要求限度額は、令和3年度実施計画額とする。
- (2) 投資的事業、行政的事業、管理的事業及び義務的事業の要求限度額は、その性質から一般財源の相互調整を原則不可とする。

ただし、部内調整を行ってもなお、行政的事業、管理的事業及び義務的事業のいずれかが要求限度額を超えてしまう場合、事前に財政課担当主計員と協議のうえ、①行政的事業と管理的事業の相互調整/②義務的事業の不足額に対する行政的事業又は

管理的事業との相互調整／のみ可能とする。

(3) 当初予算編成時点で予見できる経費は、全て要求するものとする。

特に、国営又は県営等の事業負担金は、関係機関と調整し、当初予算において計上するものとし、補正予算による対応とならないよう留意すること。

なお、歳出予算の不足に係る補正予算の対応は、財政規律の観点から、義務的事業の不足、国・県の制度変更による不足、災害対応経費など緊急かつ不測の事態の発生を理由とするものであることに留意すること。

5 その他

(1) 復活(調整)要求について

1次内示後、復活したい事業等がある場合には、部内の他事業の経費を削減し、要求総額が一般財源内示額の範囲内となるよう調整のうえ、復活(調整)要求すること。

(2) スケジュール等について

別に示す予算要求要領等を参照すること。